

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

当社の事業は多岐にわたっており、かつ事業環境の変化も急速である状況において、迅速かつ明確な意思決定や法令遵守の徹底を行うとともに、株主をはじめとする当社グループを取り巻く関係者の権利を尊重し、経営の透明性を図ることで、企業価値を高めていくことが重要であると認識し、このことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

当社では執行役員制度を採用し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図るとともに、取締役会の活性化、経営の透明性の向上を目指します。また、社長直轄の統括・推進機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置するとともに、社内通報制度(アミューズクリーンライン)を設けております。

今後も、業務内容の拡大等を見据えた上で、様々な観点からコーポレート・ガバナンスの充実に努め、株主の皆様をはじめ広く社会から信頼される企業を目指して、継続的に管理組織の整備・充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<対象コード>

プライム市場向けの内容を含めた2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則4-10 任意の仕組みの活用】

2023年6月定時株主総会にて独立社外取締役を3名選任しており、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役の関与と客観的な助言を十分に得て、議論、決定できる体制を構築しており、任意の委員会等の設置はしていません。

【補充原則4-11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成していませんが、知識・経験・能力のバランス及び職歴、ジェンダー、国際性、年齢の多様性を確保することを基本方針としております。独立社外取締役3名には、監督機能及び役割を果たすことのできる、企業経営の経験やコンプライアンス等の専門性を有する人材を選任するなどして、知識、経験、能力がバランスよく構成された取締役会としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【補充原則1-2 株主総会における権利行使】

当社は、機関投資家の議決権行使環境向上を目的に、2016年6月開催の定時株主総会より、株式会社「CJ」が運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。また、2019年6月開催の定時株主総会より、株式会社「CJ」が運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム・東証・当社WEBサイトに招集通知(要約)の英文での掲載を行っております。

海外投資家の皆様により当社の理解を深めていただくために、すでに英文開示を実施しております適時開示情報や統合報告書に加え、今後は、決算説明会資料などについても順次対応を検討するとともに、和文開示とのタイムラグを少しでも解消できるよう努めてまいります。

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、関連事業における円滑な関係の維持強化を目的として、いわゆる政策保有株式も保有しておりますが、保有意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、出来る限り速やかに処分・縮減しております。取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、保有意義と財務的な評価を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、対話により投資先企業の理解を得つつ、適時・適切に売却します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、競業取引・利益相反取引を含む関連当事者取引を行う場合には、取締役会で審議・承認をとることとしております。また、取引条件は、アームズレンジャス原則で行い、市場での取引条件と同じになるように条件設定しております。さらに、事後的に内部監査部門含めてチェックしております。

【補充原則3-1 社会・環境をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は価値創造の源泉であるアーティスト、社員といった「人的資本の強化」、及び「より良い社会を築くための発信力の活用」の二点をサステナビリティの重要事項と位置付け、中長期的な企業価値の向上と、誰もがより良く生きられる持続可能な世界の実現を目指すことを基本方針としております。

基本方針に基づく「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標と目標」については有価証券報告書をご参照ください。

https://www.amuse.co.jp/ir/library/sec_report/

また、気候変動に係るリスクや収益機会が自社に与える影響については、TCFD等の枠組みに基づき検討を進め、今後の開示に努めてまいります。

【補充原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、多様な視点や価値観を企業経営に活かすため、常に多様性の確保に努めております。特に女性活躍においては、女性社員は全体の社員数の半数を超えており、管理職への登用もその実力に応じて積極的に行っております。また、社員1人ひとりが成果を最大化し、持続的成長を続けていくことが重要であると考え、多様性確保の観点も重要視しており、優秀な人材については性別、国籍、障害の有無等の属性に依ることなく積極的に採用及び登用の方針の下、全ての社員に平等な評価及び登用の機会を設けております。管理職全体における各人材の目標値を設定、その割合を伸ばせるように努力してまいります。

<各人材の目標値>

- ・女性管理職 実績:2023年3月31日時点43.5% 目標値:50%
- ・中途採用者管理職 実績:2023年3月31日時点74.9% 目標値:70%水準を維持

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金制度を導入しておらず、財政状態への影響はありません。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1)当社の目指すところ(経営理念等)や経営理念・経営戦略・経営計画については当社WEBサイト(URL<https://www.amuse.co.jp>)をご参照ください。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社WEBサイト(<https://www.amuse.co.jp/ir/management/governance>)をご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が役職等に応じて設定された報酬テーブルや業績状況、相場等に関する有識者の客観的な意見を勘案した上で決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員を選任にあたっては、当社経営理念を理解・実践し、経営を行うに足る必要なスキル・経験と実績を有し、当社グループの事業発展に寄与できる人材であることを基本としております。高い経営的知識・客観的で迅速な判断能力・先見性・洞察力・バランス感覚を有していること、役員に足る品格と倫理観を有していること、専門分野における能力・知識・経験・実績を有していることが求められる適性です。新任の取締役については、取締役による推薦、現任の取締役については、その業績評価等を踏まえ、代表取締役社長が独立社外取締役と充分協議の上、同候補者を取締役会に推挙し、株主総会の議案として決定しております。取締役の役職につきましては、同じく取締役による推薦に基づき代表取締役社長が同候補者を取締役会に推薦し、取締役会において決定しております。監査役については代表取締役社長が同候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得た上で、取締役会に推挙し、株主総会の議案として決定しております。新任の執行役員については、取締役による推薦、現任の執行役員については、これまでの業績評価等を踏まえ、代表取締役社長が同候補者を取締役会に推薦し、取締役会において選任しております。社外取締役・社外監査役については独立性基準を定め、候補の推薦を行っております。

取締役・監査役の解任にあたっては、職務の執行に関する懈怠、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合並びに健康上の理由から職務の継続が困難になった場合、当該役員の解任に関する株主総会議案の内容について、検討及び審議の上、取締役会で決定いたします。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。解任が発生した場合には、取締役会で検討及び審議の上、株主総会にて決定します。解任理由に関しては、株主総会招集通知にて開示いたします。招集通知は当社WEBサイト(<https://www.amuse.co.jp/ir/stock/meeting/>)にて閲覧可能となっております。執行役員の選解任・指名の理由は選任機関である取締役会時に説明がなされております。

社外取締役・社外監査役につきましては、本報告書の「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」における【取締役関係】、【監査役関係】に記載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4-1 取締役会の役割・経営陣に対する委任の範囲の定めと概要]

当社は監督と執行を分離する方針のもと、重要な事項は取締役会で判断し、個別の業務執行の決定は執行役員にゆだねております。具体的には重要な資産の取得処分・多額の借財・重要なM&A等は取締役会で判断しますが、その範囲に入らない個別の業務執行の決定は、常務会や執行役員にゆだねております。具体的には取締役会規程及び取締役会付議事項基準、職務権限規程及びその別表で定めております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有していると判断しています。

(独立性判断基準)

- 上場会社を主要な取引先(直近事業年度の連結売上高が1%を超える取引先)とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先(直近事業年度の連結売上高が1%を超える取引先)又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に直近事業年度で年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 上場会社の株主(総議決権3%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者
- 過去3年間に於いて次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた者
 - A、B、C又はDに掲げる者
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
 - Aから前Eまでに掲げる者
 - 上場会社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 上場会社の子会社の業務執行者
 - 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者

(H) 過去3年間に於いて前(B)～(D)又は上場会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合に於いては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

【補充原則4-11 取締役及び監査役の兼任状況】

有価証券報告書、事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職状況については開示しております。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社取締役会は、取締役及び監査役に対して取締役会の実効性についての評価を年1回アンケート形式で実施し、その実効性について確認しております。具体的には、取締役会の回数、開催時間、議事内容、進行などの基本的な情報以外にも、取締役会の構成、ガバナンス面などの意見を取りまとめ取締役会において協議しております。

2022年度の調査では総じて前年より改善傾向が見られ、取締役会の実効性は引き続き確保されているものと評価いたしました。

今後も引き続き、さまざまな観点から議論を重ね、さらなる実効性の確保と機能向上に努めてまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役及び監査役が自ら職責を十分に果たすため、随時、エンターテインメント業界を含む広範囲の動向の理解・専門知識やスキルの習得を推奨し、費用負担については規程に基づき会社で負担しております。また、弁護士等の専門家から、会社法等の法令に関する説明を受ける機会を設ける等、取締役・監査役の職務遂行上必要となる法令知識の習得に努めております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解と意見交換が不可欠と考えております。適時開示に関する規則を遵守することに加え、あらゆるステークホルダーの当社グループに対する理解促進を目的に、重要な会社情報の公正かつ適時・適切な開示・建設的な対話に努め、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えます。

(2)IR体制

株主・投資家の皆様との対話につきましては、経営企画部担当執行役員が統括し、当該執行役員、経営企画部、管理部が担当します。経営企画部IR担当は開示内容を充実させるため、担当部署からの情報収集を行い、各担当部署はIR担当者に協力します。

(3)対話の方法

機関投資家・アナリスト・報道機関の皆様に対しては、基本的に半期ごとに決算説明会を実施しております。個人投資家の皆様に対しては当社WEBサイト上に専用ページを設けております。当社WEBサイトの「IR情報」には事業方針・戦略、財務・業績情報、各種IR資料をわかりやすく掲載し、適時開示情報、決算短信、統合報告書などについては英文による掲載も行っております。

当社WEBサイト上のIR情報掲載については、よりよい情報提供ができるように継続的に見直し、改善努力をしております。

(4)社内へのフィードバック

株主・投資家の皆様との対話内容はレポートとして、経営企画部担当執行役員・IR担当者を通じて役員・関連部署等にフィードバックされます。

(5)インサイダー情報及び沈黙期間

株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝える事はいたしません。また、当社は決算情報の漏洩防止のため、各四半期の月末から決算発表日までIR自粛期間とさせていただきます。

<株主との対話の実施状況等>

機関投資家、アナリスト等との対話につきましては、対話実施後アンケートをお願いさせていただくとともに、対話およびアンケートの内容について社内関係部署に報告し、フィードバックを実施しております。また、対話やアンケートの中でいただいたIRに関するご意見をもとに、定期的にIR資料や活動の見直しを行っております。

2023年3月期の対話の実施状況は下記のとおりです。

決算説明会 / スモールミーティング等

1)5月:2022年3月期決算説明会

当社対応者:代表取締役社長 / 管理部担当上席執行役員 / 経営企画部担当執行役員

参加した機関投資家等:国内機関投資家6社 / 海外機関投資家2社 / 証券会社等セルサイド7社

2)11月:2023年3月期第2四半期決算説明会

当社対応者:代表取締役社長 / 管理部担当上席執行役員 / 経営企画部担当執行役員

参加した機関投資家等:国内機関投資家7社 / 海外機関投資家1社 / 証券会社等セルサイド6社

3)12月:本社見学・新規事業説明会

当社対応者:経営企画部担当執行役員 / 新規事業担当執行役員

参加した機関投資家等:国内機関投資家6社 / 証券会社等セルサイド1社(主催)

個別のIRミーティング

当社対応者:経営企画部担当執行役員

参加した機関投資家等:国内機関投資家20回 / 海外機関投資家27回 / 証券会社等セルサイド6回

対話の主なテーマや質問内容:

- ・決算概況、通期業績見直し及び次期業績予想
- ・新型コロナウイルス感染症の事業への影響
- ・アフターコロナの成長戦略
- ・新規事業の概況と投資計画
- ・資本政策を含む経営計画開示のご要望

【補充原則5-2 事業ポートフォリオに関する基本的な方針】

当社は、自己の資本コストを把握した上で、取締役及び執行役員による株主との建設的な対話を通じて、株主の声に耳を傾け、事業ポートフォリオの見直し、中長期的成長事業投資やM & A投資等を経営方針と経営戦略として明確に説明し、その理解を得る努力をしております。事業ポ

トフォリオの検証と分析を行い、投資損益と市場動向の観点から、撤退事業、整理統合事業、成長事業、新規事業を決定しており、これらを織り込んだ損益計画及び投資計画を決算説明会、IRミーティング等を通して説明し、質問、疑問にも答えてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オオサト	4,670,200	27.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,355,300	7.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	499,300	2.94
アミューズアーティスト持株会	457,040	2.69
大里洋吉	451,060	2.66
大里久仁子	437,220	2.58
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行)	300,000	1.77
株式会社三菱UFJ銀行	259,200	1.53
カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社	237,600	1.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75971口)	222,750	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
増田宗昭	他の会社の出身者													
安藤隆春	他の会社の出身者													
麻生要一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田宗昭		日販グループホールディングス(株)社外取締役 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)代表取締役会長兼CEO	デジタルメディア・コンテンツビジネス等を含むエンターテインメントビジネスに精通され、また多くの会社の経営者を歴任されるなど、事業と経営の両面における豊富な経験を有しております。当社の今後の成長戦略に様々な観点からの助言をいただくことが期待できることから、取締役会における多角的な議論を促し、当社の業務執行の透明性・公平性の確保、及びコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
安藤隆春		(株)ゼンショーホールディングス社外取締役 東武鉄道(株)社外取締役 (株)日清製粉グループ本社社外取締役 楽天グループ(株)社外取締役	直接企業経営に関与された経験はありませんが、警察庁長官をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役としてコーポレート・ガバナンス、とりわけコンプライアンスの一層の強化を図るために、適切な監査・助言をいただけるものと判断し、当社の業務執行の透明性・公平性の確保、及びコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
麻生要一		(株)アルファドライブ代表取締役 (株)ゲノムクリニック代表取締役 (株)UB Venturesベンチャー・パートナー (株)アシロ社外取締役 (株)DentaLight社外取締役 (株)ユニッジ代表取締役 (株)NewsPicks for Business代表取締役	新規事業の立ち上げのエキスパートとして、多くの新規事業の統括実績があり、また、スタートアップ企業のインキュベーション支援などを数多く経験されております。今後、当社が新しいビジネスモデル・ビジネスドメインを開拓していく上でも、様々な点からのご助言をいただくことが期待できるものと判断し、当社の業務執行の透明性・公平性の確保、及びコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査や内部統制の状況等について適宜報告を受け、監査計画と監査重点項目の結果について説明を受けております。また、監査役は、内部監査部門から監査計画と監査結果の年間報告を受けております。会計監査人からの説明時には、当社の内部統制状況について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大野木猛	公認会計士													
灰原芳夫	公認会計士													
藤森純	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野木猛		大野木公認会計士事務所所長 日本再共済生活協同組合連合会会員外監事 ふじみ監査法人代表社員	直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業監査の実務に携わり、会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるため選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。

灰原芳夫	灰原公認会計士事務所所長 (株)ヤマノホールディングス社外監査役 サンヨーリアルティ株式会社(株)社外監査役	直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、会社財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。
藤森純	東京スプラウト法律事務所所長	直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有し企業法務にも精通していることに加え、特にエンターテインメント法務についての専門的な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

2022年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。
取締役の役員報酬は、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定報酬(基本報酬)と業績連動報酬(賞与・株式報酬)で構成されております。業績連動報酬の賞与は、役員賞与、利益分配従業員賞与及びそれらに係る販売費及び一般管理費に計上される事業税を控除する前の当社単体の税引前当期純利益を指標とし、株式報酬は、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。
株式報酬については、事業年度ごとの親会社株主に帰属する当期純利益に応じて、株式交付規程に従い取締役に一定のポイント(1ポイントは当社株式1株)が付与され、取締役には、退任時にポイントの累積値に応じて当社株式等の交付等が行われます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから固定報酬の水準と安定性を重視しており、取締役の役員報酬は、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定報酬(基本報酬)と業績連動報酬(賞与・株式報酬)で構成されております。

このことを基本としつつ、事業年度ごとの営業利益率等の単年度業績の向上及び株主利益の追求にも配慮し、また同業他社の動向も考慮しながら、固定報酬と業績連動報酬(賞与・株式報酬)の構成割合を決定しております。

固定報酬は毎年7月から翌年6月まで毎月現金にて支給。賞与は6月に現金にて支給、株式報酬も6月に付与しております。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

(1) 固定報酬(基本報酬)

各取締役の職責や役位に応じて支給するものとします。

(2) 業績連動報酬(賞与・株式報酬)

業績連動報酬の賞与は、役員賞与及び利益分配従業員賞与及びそれらに係る販売費及び一般管理費に計上される事業税を控除する前の当社単体の税引前当期純利益を指標とし、株式報酬は、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。

当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、親会社株主に帰属する当期純利益は中長期のグループ全体業績の総合的な結果を表す指標として、また役員賞与、利益分配従業員賞与及びそれらに係る販売費及び一般管理費に計上される事業税を控除する前の当社単体の税引前当期純利益はその収益性を評価する指標として、それぞれ適当であると判断したためです。

業績連動役員賞与は、役員賞与、利益分配従業員賞与及びそれらに係る販売費及び一般管理費に計上される事業税を控除する前の当社単体の税引前当期純利益の一定の割合を算出し、代表取締役社長が個人別に評価を行いその評価に基づき金額を決定し、毎年6月に支給することとしております。

株式報酬については、事業年度ごとの親会社株主に帰属する当期純利益に応じて、株式交付規程に従い取締役に一定のポイント(1ポイントは当社株式1株)が付与され、取締役に、退任時にポイントの累積値に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、社外取締役ににつきましては、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとしております。

3. 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る基本方針

取締役会にて、2016年6月26日開催の第38期定時株主総会決議の範囲内において決定しております。また、その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役社長が職責や役位に応じて設定された報酬テーブルや業績状況、相場等に関する有識者の客観的な意見を勘案した上で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する組織を経営企画部及び管理部とし、経営企画部及び管理部の所属員は、社外取締役及び社外監査役の指示・命令に速やかに対応できる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 当社の取締役会は代表取締役社長である中西正樹を議長とし、社内取締役6名(中西正樹、大里洋吉、市毛のみ子、荒木宏幸、大野貴広、大嶋敏史)と社外取締役3名(増田宗昭、安藤隆春、麻生要一)により構成されております。知識、経験、能力がバランスよく構成された多様性のある取締役会とし、議論が実質的になされるための体制を取っております。月1回の定例会に加えて必要に応じ随時臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営方針・戦略の意思決定機関であり、法定事項及び重要な業務執行をはじめとする重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務遂行及び各執行役員の業務執行状況を監督しております。また、当社事業に知見を有しかつ経営全般に優れた見識を備え、豊富な経験を有する独立性のある社外取締役の選任により、中立的かつ外部の視点を入れた経営の監督機能の強化、経営の透明性・公正性の確保に努めております。

2023年3月期における取締役会は13回開催いたしました。

2) 常務会は、代表取締役社長である中西正樹を議長とし、常勤取締役及び常務執行役員以上の執行役員(中西正樹、大里洋吉、市毛のみ子、荒木宏幸、大野貴広、大嶋敏史)により、月2回程度開催されております。業務執行に関する重要案件協議機関であり、重要プロジェクトに加え、社内の広範な課題の協議を行っております。

3) 当社は経営責任の明確化と業務執行の迅速化、取締役会の活性化や経営の透明性を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役

員(豊田勝彦、白石耕介、香川健二郎、坂田淳二、佐々木弘造、小見太佳子、山内学、中町有朋、佐藤宏、沼尻裕子、依田剛大、下井健一、鈴木啓太、真家基成、八木亮)は、職務権限規程に定める権限のもとで業務を執行しております。

4)コーポレートガバナンス委員会は、社長直轄の委員会であり、企業倫理、法令遵守体制についての協議・統括、社内通報制度の運営を行っております。構成は、代表取締役社長である中西正樹を委員長、内部監査部を事務局とし、委員長により選任された取締役、執行役員、各管理部門長を委員として構成されております。

5)当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名(横沢宏明)と社外監査役3名(大野木猛、灰原芳夫、藤森純)の4名で構成されております。監査役は中立的な立場から業務執行やガバナンスの状況について監督しており、取締役会、グループ経営会議をはじめ重要な会議へ参加し、業務及び財産の状況を調査することで、取締役の職務遂行を監視・監査しております。社外監査役のうち大野木猛氏と灰原芳夫氏は公認会計士の資格を有しており、藤森純氏は弁護士の資格を有しております。

6)内部監査部は、社長直轄の組織であり、当社及びグループの重要な子会社に対して内部監査を実施しております。

7)会計監査につきましては、東陽監査法人と監査契約を締結しており、会計監査業務を執行した公認会計士は佐山正則氏、猿渡裕子氏であります。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。なお、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当期において監査業務に係った補助者は公認会計士7名、その他6名であります。

8)監査役は、会計監査人から会計監査や内部統制の状況等について適宜報告を受け、監査計画と監査重点項目の結果について説明を受けております。会計監査人からの説明時には、当社の内部統制状況について意見交換を行っております。監査役は、内部監査部より、監査計画と監査結果の報告を毎月受けております。内部監査部からの報告時には、当社の業務執行部門における内部統制の状況について意見交換を行っております。内部監査部・監査役・会計監査人は監査を効率的かつ有効的に実施する観点から、社内関連部署等を含み必要に応じ意見交換、相互連携をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度を採用し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図るとともに、月2回程度の常務会により重要案件に加え社内の広範な課題を共有・協議することで、事業環境・社内環境の変化への機動性を高め意思決定の迅速化を図っております。また、

- ・当社事業に知見を有しかつ経営全般に優れた見識を備え、独立性を有する社外取締役
- ・コーポレート・ガバナンス、とりわけコンプライアンスに豊富な経験と幅広い見識を備え、独立性を有する社外取締役
- ・弁護士として高い専門性と独立性を有する社外監査役
- ・公認会計士として財務・会計分野に高い専門性と独立性を有する社外監査役

を選任することで、独立性が高く中立的な外部の視点を入れた経営の監督・監視機能の強化を図っております。

以上により、迅速な意思決定と、業務執行における透明性・公平性の確保を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の利便性と、議決権行使率の向上を目指して、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム・東証・当社WEBサイトに招集通知(要約)の英文での掲載を行っております。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目指し、当社WEBサイトに招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社WEBサイトにIRポリシーとして掲載・公表しております。 URL: https://www.amuse.co.jp/ir/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長、経営幹部及びIR担当者が会社の事業等基本的な内容や経営成績、経営戦略等について説明を行う決算説明会を基本的に年2回行っております。 国内証券会社、投資顧問、生命保険等あらゆる機関投資家、アナリスト、報道機関を対象しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社WEBサイト内にIR情報コンテンツ(URL: https://www.amuse.co.jp/ir/)を設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、事業報告書、決算説明会資料、事業方針、経営方針、事業内容、財務内容、株価情報、株式情報など、株主を始めとする全てのステークホルダーへ適切な会社情報を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部 IR・サステナビリティ室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程、コーポレートガバナンス委員会規程、内部監査規程、インサイダー情報管理規程、職務分掌規程、社内通報規程

環境保全活動、CSR活動等の実施

【気候変動への取り組み】

・東京オフィスでは、2022年より非化石証書を活用した実質再エネ電力を導入しております。また、山梨本社オフィスでは2023年より「やまなし県有林活用温暖化対策プロジェクト」の一環であるオフセット・クレジット「やまなし県有林J-VER」を活用し、電力由来のCO2排出量をオフセットしております。この取り組みにより、年間CO2排出量約250t-CO2が削減されるとともに、クレジット購入代は山梨県の持続可能な森林保全・整備のために役立てられます。

【ダイバーシティ&インクルージョンに関する取り組み】

・2019年定時株主総会より、聴覚障害のある方を対象として、音声認識システムや手話通訳を利用した情報保障を導入しております。

・「アミューズダイバーシティガイドライン」バリアフリー編・LGBT編を策定し、定期的に社員研修を実施することで、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に努めております。

【子どもたちへの支援】

・1993年より継続してきました「エイズ啓発運動AAA(ActAgainstAIDS)」では、12月1日の世界エイズデーに毎年行われるチャリティーコンサートをはじめ、講演会やエイズ防止啓発パンフレット作成、海外を中心に小児医療を行っているNPO法人への支援等、様々なかたちでの支援をおこなって行ってきました。エイズを取り巻く環境の変化を踏まえ、この活動は2020年7月20日をもって役割を終えさせていただきましたが、「ActAgainstAnything」と名称を変え同年12月1日より新たなチャリティープロジェクトをスタート、世界の子どもたちを取り巻く様々な課題の解決のための支援を実施しております。2022年のコンサートの利益は、ウクライナ危機及びトルコ・シリア大地震における人道支援のために、特定非営利活動法人国連UNHCR協会、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの両団体へ寄付させていただきました。

【災害時などの緊急支援】

・2011年の東日本大震災をきっかけとして「アミューズ募金」を開設いたしました。アミューズを通じて募金をしたいというファンの方々からの声にお応えする一方で、アーティストライブやグッズ、CDの売り上げ等を寄付するなど、それぞれにできる支援を考え行っております。これまでに東日本大震災、熊本地震、平成30年7月西日本豪雨、令和元年台風第19号災害、令和2年7月豪雨災害の被災地支援募金、及び新型コロナウイルス感染症に係る医療支援募金を実施いたしました。

・2022年、深刻化するウクライナ情勢を受け、ウクライナ及び近隣国で厳しい状況におかれた子どもたちとその家族の人道支援に活用していただくべく、アミューズグループ内での募金を実施いたしました。アーティストと社員から寄せられた寄付に、当社からの寄付を加えた総額500万円を、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンへお送りさせていただきました。

【サステナビリティ推進のための取り組み】

・サステナビリティ推進のため、2022年よりサステナビリティ委員会を設置いたしました。代表取締役社長を委員長として、部門や、グループ会社の垣根を超えた約30名のメンバーから構成されており、年度ごとのゴール設定のもと、チームに分れてアクションプランを策定・実行しております。2022年度サステナビリティ委員会からは本社電力の切替え、及びサステナビリティ意識向上を目的とした定期的な社内イベントが実現したほか、現在も複数のプロジェクトが実施に向けて動いております。

・様々な社会課題に当事者意識を持ち、解決のための発想力と実行力を身に付けることを目的として、2015年よりグローバル・フォーラム「One Young World」にアーティスト・若手社員を派遣しています。2022年のイギリス・マンチェスター大会では、運営事務局の推薦によって選出された当社社員が、各国から集まる若者たちの前でスピーチを行ったほか、アーティストのシャラ・ラジマ、社員5名、当社が一般公募し参加を支援した若者2名が学びを深めました。また、帰国後の社内報告会では、参加メンバー8名がサミットを通して得た気づきや学びを自身の考えを交えて報告し、約100名の社員が参加しました。

・サステナビリティに関するアーティスト・社員の意識と関心を高めるため、外部の専門家や有識者を招いてのセミナーやワークショップ、有志でのボランティア活動を定期的にも実施しております。

その他

当社では、経営戦略の一環として女性活用を進めており、現状、執行役員に2名、部長に4名が就任しております。今後、執行役員や管理職へ積極的に女性の登用を行っていく予定です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

基本的な考え方:

当社の事業は多岐にわたっており、かつ事業環境の変化も急速である状況において、迅速かつ明確な意思決定や法令遵守の徹底を行うとともに、株主をはじめとする当社グループを取り巻く関係者の権利を尊重し、経営の透明性を図ることで、企業価値を高めていくことが重要であると認識し、このことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。今後も、事業内容の拡大等を見据えた上で、様々な観点からコーポレート・ガバナンスの充実を図り、株主の皆様をはじめ広く社会から信頼される企業を目指して、継続的に管理組織の整備・充実に努めてまいります。

整備状況:

当社では執行役員制度を採用し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図るとともに、取締役会の活性化、経営の透明性の向上を目指します。また、社長直轄の統括・推進機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置するとともに、社内通報制度(アミューズクリ ソライン)を設けております。

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名(横沢宏明)と社外監査役3名(大野木猛、灰原芳夫、藤森純)の4名で構成されております。監査役は中立的な立場から業務執行やガバナンスの状況について監督しており、取締役会、グループ経営会議をはじめ重要な会議へ参加し、業務及び財産の状況を調査することで、取締役の職務遂行を監視・監査しております。社外監査役のうち大野木猛氏と灰原芳夫氏は公認会計士の資格を有しており、藤森純氏は弁護士資格を有しております。

コーポレートガバナンス委員会は、社長直轄の委員会であり、企業倫理、法令遵守体制についての協議・統括、社内通報制度の運営を行っております。構成は、代表取締役社長である中西正樹を委員長、内部監査部を事務局とし、委員長により選任された取締役、執行役員、各管理部門長を委員として構成されております。

内部監査部は、社長直轄の組織であり、当社及びグループの重要な子会社に対して内部監査を実施しております。

会計監査につきましては、東陽監査法人と監査契約を締結しており、会計監査業務を執行した公認会計士は佐山正則氏、猿渡裕子氏であります。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。なお、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査を一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当期において監査業務に係った補助者は公認会計士7名、その他6名であります。

監査役は、会計監査人から会計監査や内部統制の状況等について適宜報告を受け、監査計画と監査重点項目の結果について説明を受けております。会計監査人からの説明時には、当社の内部統制状況について意見交換を行っております。監査役は、内部監査部より、監査計画と監査結果の報告を毎月受けております。内部監査部からの報告時には、当社の業務執行部門における内部統制の状況について意見交換を行っております。内部監査部・監査役・会計監査人は監査を効率的かつ有効的に実施する観点から、社内関連部署等を含み必要に応じ意見交換、相互連携をとっております。

当社は、想定されるリスクに対し、取締役会において経営危機管理規程を決議し、対策本部の設置等危機管理体制の構築・連絡方法を含む具体的なアクションプランを定義した危機管理マニュアルを社内に周知徹底しております。

法律問題につきましては、弁護士資格を有する担当執行役員が所管している法務部において、監査役、法律事務所との連携を密にとりながら、諸法令のチェック等を積極的に行っております。また、遵法意識の啓蒙、現業部門に対するアドバイザー業務、契約書等の事前審査を通じて、法令違反等の未然防止並びに企業活動において発生するリスクの低減に努めております。

月1回開催され、全社員及び一部グループ会社社員が出席します「全体会議」を実施することにより、会社の経営方針や、情報の共有化を図るための全社的な活動を展開しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力又は団体に対しては、倫理規程に基づいて一切の取引を行っていません。

また、反社会的勢力との関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関との連携強化を図るとともに、それらの不当要求につながる手口とその対策をマニュアル等で示し周知いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在、具体的な買収防衛策は導入しておりませんが、当社の事業は多岐にわたっており、かつ事業環境の変化も急速である状況において、迅速かつ明確な意思決定や法令遵守の徹底を行うとともに、株主をはじめとする当社グループを取り巻く関係者の権利を尊重し、情報開示を積極的にを行い、経営の透明性を図ることで、企業価値を高めていくことが買収防衛であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則を遵守することに加え、あらゆるステークホルダーのアミューズグループに対する理解を促進することを目的に、重要な会社情報の公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、以下のような体制を構築し、情報の社内管理・報告・開示の業務にあたっています。

1. 法定開示情報のみならず、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する情報、日常的に発生する様々な会社情報を、関連部署が連携をとりながら管理し、社内体制に基づいて報告しています。
2. 子会社に関する情報についても、各社からの報告体制をとっています。
3. 公正かつ適時、適切に投資家に対して開示が行われるために、取締役会がその情報の内容、必要性や適切性を評価し、審議・決定を行っています。
4. また、情報開示のプロセスに係る内部体制については、内部監査部が定期的に内部監査を実施しています。
5. 情報取扱責任者は経営企画部担当の執行役員が担当し、TDnetへの登録、自社WEBサイトにおける情報の開示などを積極的に行うことで、適切な投資判断のために必要な資料を、より広範囲において周知できるようにしております。

